

資金収支予算書及び事業活動収支予算書の概要

【学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の変更について】

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成 25 年 4 月 22 日文部科学省令第 15 号）が文部科学省より公布され、平成 27 年度以降の会計基準に係る会計処理及び計算書類の作成から適用となっています。

学園の平成 28 年度の収支予算書(案)の作成にあたっては、新会計基準の所要の計算体系にもとづいて、学園の教育・研究・医療その他の活動の具体的な事業計画を、科目と金額とにより総合編成したもので、前年度予算と対比して表示しています。

【資金収支予算書の概要】

学園の諸活動に対応するすべての資金の流れを表すもので、平成 27 年度決算見込みより算出した前年度繰越支払資金をもとに、平成 28 年度の収入及び支出の内容、平成 28 年度末に見込まれる翌年度繰越支払資金を表した計算書です。

収入の部には、学生生徒等納付金収入、手数料収入、寄付金収入、補助金収入、医療収入等のほか、平成 29 年度の学生生徒等納付金収入のうち、平成 28 年度に入金が見込まれるものは**前受金収入(平成 29 年度の新入生)**に計上。また、その他の収入には、特定資産(預金)関係の収入として**特定資産(預金)からの取崩収入**、平成 27 年度の医療収入等で、平成 28 年度に入金が見込まれるものは**前期末未収入金収入**に計上した科目が含まれています。

資金収入調整勘定には、平成 28 年度の学生生徒等納付金収入に計上したうちで、平成 27 年度に受け入れたものは**前期末前受金（平成 28 年度の新入生）**に同額を計上、平成 28 年度の収入に計上したもので、平成 28 年度に入金が見込めない医療収入、補助金等の金額は**期末未収入金**に同額を計上し、それぞれ平成 28 年度に資金の受け入れは見込めないとして、収入の部の資金の控除科目として記載しています。

支出の部には、人件費、教育研究経費、医療経費、管理経費、借入金等利息の諸経費のほか、借入金等返済支出、建物等は施設関係支出、機器備品、図書等は設備関係支出、資産運用支出には、特定資産(預金)関係の支出として**特定資産(預金)への繰入支出**に計上したものが含まれています。その他の支出には、平成 27 年度の諸経費等のうち、平成 28 年度で支払いと見込んだものを**前期末未払金**として計上した科目が含まれています。

資金支出調整勘定には、平成 28 年度の支出に計上したうちで、平成 28 年度で支払いと見込んだ金額は**期末未払金**に同額を計上、平成 27 年度以前に**前払金**で支出したもので、平成 28 年度の諸活動に対応する支出として計上した外国雑誌等は**前期末前払金**に同額を計上しています。それぞれ平成 28 年度には支出がないとして、支出の部の控除科目として記載しています。

【事業活動収支予算書の概要（旧:消費収支予算書）】

新基準では、学園の諸活動に対応する収支を3つの活動に区分することを定め、「経常的な収支」と「臨時的な収支」とに区分し、更に「経常的な収支」を「教育活動」と「教育活動外」に区分することで、それぞれに対応する事業活動収入と事業活動支出の収支内容を明らかにすることを目的としています。特に「教育活動に係る収支がどのような状態であるのかを把握することが重要としています。」

この事業活動収支計算書の様式は、「教育活動収支」「教育活動外収支」「特別収支」の3つに区分して作成することを定めています。また、旧基準同様に、諸活動に対応する全ての「事業活動収支差額」から「基本金組入額」を控除した後の事業活動収支の均衡状態を明らかにする目的は、変更されていません。

(1) 教育活動収支…経常的な事業活動収支のうち、「教育活動外収支」に係るものを除いたもの。

◎事業活動収入の部には、資金収支予算書と同様科目の学生生徒等納付金、寄付金、補助金等が該当します。（但し、寄付金、補助金のうち施設設備の取得に係る収入は、「特別収支」の「事業活動収入の部、その他の特別収入」に該当する為、除きます。）

◎事業活動支出の部には、人件費、教育研究経費・医療経費・管理経費のほか、資金支出の伴わない退職給与引当金繰入額、減価償却額、徴収不能額等が該当します。

(2) 教育活動外収支…経常的な財務活動及び収益事業に係る活動に係る事業活動収支。

◎事業活動収入の部には、資金調達及び資金運用に係る活動として、受取利息・配当金等が該当します。また、その他の教育活動外収入には収益事業会計からの繰入収入が該当しますが、本学園は現在該当になっていません。

◎事業活動支出の部には、借入金等利息が該当します。

(3) 特別収支…特別な要因により一時的に発生した臨時的な事業活動収支。

◎事業活動収入の部には、資産売却差額のほか、その他の特別収入には「教育活動収入」で除かれた施設設備取得に係る寄付金、補助金が該当します。

◎事業活動支出の部には、資産処分差額、過年度修正額等が該当します。

《主な変更名称》

【旧基準】

○消費収支計算書

○帰属収支差額

○消費収支差額

（帰属収入－基本金組入額）

○帰属収入

○消費支出

【新基準】

事業活動収支計算書

基本金組入前当年度収支差額

（経常収支差額＋特別収支差額）

当年度収支差額

（基本組入前当年度収支差額－基本金組入額）

事業活動収入（教育活動収入＋教育活動外収入＋特別収入）

事業活動支出（教育活動支出＋教育活動外支出＋特別支出）